

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

概要

一、公害・環境破壊の現状はいぜんとして深刻である。とりわけ、大気汚染、騒音、水質汚染などの公害による被害は増大し、自然環境破壊も進行している。

一、これにたいして、公害・環境行政は、一九七八年の二酸化窒素環境基準の大幅緩和を頂点として、環境アセスメント法案の完全骨抜き、公害健康被害補償制度の廃止にむけての運用面での改悪、湖沼環境保全法案の流産などにみられるように、後退につぐ後退をかさねている。さらに第二次臨調・行革路線によって、公害・環境行政の後退にいつそう拍車がかけられようとしており、経団連は、この行革路線に乗って、公害闘争の成果を根こそぎ奪い取ろうとしている。

一、公害反対運動は、環境週間・第七回全国公害被害者総行動デーに代表されるような、公害被害者を中心とする公害根絶をめざす運動、労働組合による公害闘争支援活動や独自の公害反対運動、あるいは第三回日本環境会議のような公害・環境問題の専門家の活動といったように、被害者、弁護士、研究者、労働組合などの連帯が深まりながら着実に発展している。

一、大気汚染公害闘争では、大気汚染による公害患者の全国組織として「全国公害患者の会連合会」が一九八一年五月に結成されて活動を展開し、川崎公害訴訟も一九八二年三月新たに提起され、大気汚染公害訴訟の戦列に加わった。

一、騒音公害闘争では、大阪空港公害訴訟の最高裁判決（一九八一年一二月）と横田基地公害判決（一九八一年七月）の二つの重要判決が言い渡された。いずれも夜間飛行の差止め請求は却下されたが、損害賠償請求は認められた。

一、水質汚染公害闘争では、全水道などの労働組合や消費者団体などによる合成洗剤追放運動が広がっており、流域下水道計画反対運動も、下水道法の改正運動と結びつきながら展開されている。

一、土壌汚染公害闘争では、加害企業の故意責任を認めた安中公害判決（一九八二年三月）が言い渡され、それをテコにした直接交渉によって安中公害防止協定が締結された。

一、食品公害カネミ油症第二陣訴訟判決（一九八二年三月）は、被告国の法的責任を認めなかったが、PCB製造企業の鐘淵化学の責任を三たび明らかにした。国の責任を迫及するカネミ油症の運動を一つのきっかけとして、食品衛生法の改正と食品被害者救済制度法の制定を求める運動が盛り上がった。

一、薬害スモン闘争では、「一人の切捨ても許さないたたかい」が発展し、スモン訴訟もいよいよ最終局面を迎えている。

一、水俣病闘争では、患者切捨てとのたたかいが続けられているが、新潟水俣病では、一九八二年六月、国を被告にした第二次訴訟が提起された。

一、志布志湾開発計画にたいしては一九八一年一〇月、一万人総決起集会が開かれるなど反対運動が盛り上がった。

一、放射能汚染の危険性のある原発建設計画にたいしては反対運動として、各地で公開ヒアリング阻止闘争が展開された。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
